

初等音楽科教育における打楽器指導法の重要性 ～奈良県指定無形民俗文化財「丹生太古踊」を視点として～

教科・領域教育学専攻
芸術系コース（音楽）

M10206J

日裏 香里

1. 研究の動機と目的

打楽器は、誰にでも容易に発音することのできる楽器である。基本的には打つ・擦る・弾くという行為によって発音するため、低年齢の子どもから高齢者に至るまで十分に演奏を楽しむことが可能である。そのため、多種多様な打楽器が音楽科教育における〈器楽〉の活動にも取り入れられており、誰もが一度は打楽器に触れた機会があるであろう。

足踏み・手拍子といった身体を打つことも、打楽器演奏において大切な基本の一つであるとともに、子どもにリズム感を養っていくうえで欠かせない身体運動である。さらに、打楽器に触れることは、子どもの教育、成長過程に大きく影響を与えると考えられる。

筆者はこれまで、高等学校から音楽科に在籍し、専門的な打楽器の演奏法、特に鍵盤打楽器を中心に研さんを積んできた。しかしながら、筆者自身が受けてきた初等音楽科教育においては、それらにつながる基本的な指導が希薄であったように感じ、そのことに疑問を抱くようになった。それは、何も難しいことではなく、指導者がほんの少し子どもたちに注意を喚起すれば良い程度のものである。例えば、小学校の授業内において、同じ「叩く」という行為にしても、叩いた際の手首の動きによってその響きに違いがあるということや、叩く場所を少し変えるだけでその音質や音色に違いがでるということを十分に子どもたちに意識させているであ

うか。与えられたタイミングで、ただ「叩く」ことをもって、子どもたちや指導者は満足していないであろうか。初等音楽科教育における打楽器指導法に関して、音楽的な表現指導が十分できていないのではないかと危惧している。

本研究では、音楽科教育の歴史的な流れの中で、打楽器のもつ役割や重要性、その具体的な使用方法などについて文献研究を進めていく。

また、筆者の出身地である奈良県には伝統文化財が豊富に残されている。そこで、本研究では奈良県指定無形民俗文化財である「丹生太古踊」に注目して、踊の旋律などを教材化するとともに、それをを用いた音楽的な打楽器指導の可能性について明らかにすることとする。

平成 20 年度告示の『学習指導要領』において、我が国の音楽や郷土音楽の指導の一層の充実が図られた。このことから、「丹生太古踊」を教材化することは、地域に根付いた教育法の一つになると考える。研究の主な方法としては、まず伝承者にインタビュー調査を行うことから始めた。さらに、「丹生太古踊」が授業において身近な教材となるような指導方法の構築を試みた。

2. 論文の構成

はじめに

第1章 我が国の音楽科教育における器楽教育の変遷

一戦後の音楽科教育を中心として一

第1節 器楽教育の教育的意義

第2節 ドイツ語圏からの影響

第3節 小学校学習指導要領における器楽教育の変遷

—昭和 22 年試案から平成 20 年告示—

第 2 章 文化財の概要及び奈良に伝わる「丹生太古踊」について

第 1 節 文化財の目的と対象及び件数

第 2 節 「丹生太古踊」の概要

第 3 節 「丹生太古踊り保存会」今西稔氏へのインタビュー調査

第 3 章 「丹生太古踊」を用いた打楽器指導

第 1 節 「丹生太古踊」の指導場面とその指導方法

第 2 節 「丹生太古踊」の教材化及び打楽器指導

おわりに

3. 論文の概要

第 1 章では、戦後我が国の器楽教育において、中心的な役割を果たした諸井三郎の教育理念やドイツの作曲家カール・オルフからの影響、さらに学習指導要領における変遷からの打楽器の位置づけなどについて史的考察を行った。

第 2 章では、我が国の文化財がどのように保存及び活用を行っているのかを調査した。さらに筆者の出身地である奈良県において、今まで伝えられてきている文化財の中から、「丹生太古踊」に視点をおき、その活動団体である「丹生太古踊り保存会」を訪ね、今西稔代表とのインタビュー調査を通して、歴史的認識を深めた。

第 3 章では、島崎 (2001) が提唱する〈素材発展型〉による指導法に基づいて、小学校における指導場面を想定し、太古踊と他教科との関連について詳しく述べていく。さらに「丹生太古踊」の教材化及び打楽器指導法を提案し、音楽科の授業においてどのように発展及び関連を図るかについて考察する。

4. 総合考察

本論文においては、奈良県に豊富に残されている文化財の中から、奈良県指定民俗文化財「丹生太古踊」を視点として、教材化及びそれを用いた新たな打楽器指導法を提案することを目的として研究に取り組んだ。

戦後の音楽科教育において、美的情操を高めることを中心とし、〈器楽〉が最も重要であるとされた指導から改訂を重ね、第 8 次『学習指導要領』では、我が国の音楽や郷土の音楽の指導を一層充実させ、伝統や文化の継承と創造への関心を高めていくことが求められた。

第 2 章第 3 節の今西氏とのインタビュー調査を通して、民俗芸能を後世へ繋いでいくためにも、地域に根ざした伝承活動を積極的に学校側からも取り組んでいく姿勢が求められていることが明らかになった。「丹生太古踊」を教材として学校の教育活動の中に位置づけることは、保存会をはじめ、伝承活動を行っている人々にとっては大変喜ばしいことである。

実際扱われている小学校の教科書においても、様々な地方の伝統音楽が取り上げられて紹介されている。我が国の音楽や郷土の音楽の学習を音楽科の授業において充実させるためには、地域の伝統音楽を取り入れることが何よりも音楽科目標の達成にもつながる指導である。また、専門の打楽器指導においても十分に関連させることができる指導法となった。

平成 23 年 3 月、東北地方に大きな被害をもたらした大津波、また 9 月には、近畿地方に大きな台風被害を及ぼした。この被害により各地で古くから守られてきた伝統芸能の衣装や楽器を失ってしまった地域も少なくないだろう。そして、今後の復興に向けて、学校教育における伝統文化に関する取り組みが益々必要となるのではないだろうか。各地に伝わる伝統芸能が、後世へと繋ぐための核に学校が位置付いて取り組まれていくことを期待し、筆者自身も研究に努めたい。

主任指導教員 木下千代

指導教員 河内勇